

2022年11月11日

いちご株式会社
三菱UFJ信託銀行株式会社
株式会社SBI証券

東京都心レジデンスを投資対象資産とするセキュリティ・トークンの公募 およびセキュリティ・トークンビジネスにおける協業について

いちご株式会社（代表執行役会長:スコット キャロン、以下 いちご）、三菱UFJ信託銀行株式会社（取締役社長:長島 巖^{ながしま いわお}、以下 三菱UFJ信託銀行）、および株式会社SBI証券（代表取締役社長:高村 正人^{たかむら まさと}、以下 SBI証券）は、都心レジデンス（住宅）を投資対象とし、三菱UFJ信託銀行が提供するブロックチェーン基盤「Progmatic（プログマ）」を用いた受益証券発行信託スキームによる資産裏付け型セキュリティ・トークン*1（以下 ST）の公募および運営について協業しますので、お知らせいたします。

いちごの100%連結子会社であるいちごオーナーズ株式会社は、「顧客ファースト」の信条の下、長年培ってきたいちごの不動産運用ノウハウを最大限活用することにより、投資家さまのニーズを踏まえた投資商品を企画し、プロの目利きと運用力で個人および事業主の方でも安心して不動産に投資いただける機会の提供を行っております。

今般、その一環として、投資対象資産の信託受託者も担う、三菱UFJ信託銀行が提供するブロックチェーン基盤「Progmatic（プログマ）」を活用することにより、簡易な手続きで優良不動産への投資を可能とする「いちご・レジデンス・トークン—麻布・白金・日本橋—（譲渡制限付）」を発行するに至りました。

第1号となる「いちご・レジデンス・トークン—麻布・白金・日本橋—（譲渡制限付）」の公募においては、SBI証券が主幹事を務め、個人投資家を主とするお客さまへの提供を予定しております。また、投資対象である都心レジデンスに対するアセットマネジメント業務は、いちごの100%連結子会社であるいちご投資顧問株式会社が受託する予定です。

*1 ブロックチェーン等の電子情報処理組織を用いて移転することができる有価証券等

本STを保有する投資家の皆さまには、専用サイトを通じて情報提供を行い、高い透明性の確保に努めてまいります。

今後も投資家の皆さまへの新しい投資機会の提供を通じた業種横断協業での社会貢献を目指し、商品提供および情報提供を継続してまいります。

以上

(照会先)

いちご投資顧問

03-3502-4803

三菱UFJ信託銀行 経営企画部広報室

03-6214-6044

SBI証券 経営管理部 広報担当

03-5562-7215

◆本 ST の概要

項目	概要
対象不動産	<ul style="list-style-type: none">・ GRAN PASEO 麻布十番 (信託受益権)・ GRAN PASEO 白金高輪 (信託受益権)・ GRAN PASEO 日本橋箱崎町 (信託受益権)・ 港区、中央区の職住近接地に位置する单身向けを中心とした賃貸レジデンス・ 新築後 2 年以内の 3 物件で構成されたポートフォリオ
発行価額の総額	・ 1,564 百万円*2
運用期間	・ 約 5 年間 (予定)

*2 発行価額の総額は、本書の日付現在における見込額です。

◆「Progmatt (プログラマ)」Web サイト

Progmatt の詳細はこちらをご覧ください。 www.tr.mufg.jp/progmatt

※ 本書面は、受益証券発行信託スキームを用いた資産裏付型セキュリティトークンの取扱いについて、一般向けの公表のみを目的としたプレスリリースであり、日本国内外を問わず個別の金融商品等への募集・勧誘を目的とするものではありません。個別商品の募集・勧誘は、取扱い証券会社を通じて目論見書を使用して行っております。

<金融商品取引法に係る表示>

商号等 株式会社 SBI証券 金融商品取引業者

登録番号 関東財務局長 (金商) 第 44 号

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本 STO 協会

<手数料等及びリスク情報について>

SBI証券の証券総合口座の口座開設料・管理料は無料です。

SBI証券で取り扱っている商品等へのご投資には、商品毎に所定の手数料や必要経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等は価格の変動等により損失が生じるおそれがあります (信用取引、先物・オプション取引、外国為替保証金取引、取引所 CFD (くりっく株 365) では差し入れた保証金・証拠金 (元本) を上回る損失が生じるおそれがあります)。各商品等への投資に際してご負担いただく手数料等及びリスクは商品毎に異なりますので、詳細につきましては、SBI証券 WEB サイトの当該商品等のページ、金融商品取引法に係る表示又は契約締結前交付書面等をご確認ください。